

## 第5回統計基準部会 議事録

- 1 日 時 平成 21 年 6 月 18 日 ( 木 ) 14:00 ~ 16:10
- 2 場 所 総務省第二庁舎 6 階 特別会議室
- 3 出席者 ( 部 会 長 ) 大守 隆  
( 委 員 ) 舟岡 史雄、野村 浩二  
( 専 門 委 員 ) 岡本 英雄、西澤 弘、原 ひろみ  
( 審議協力者 ) 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、東京都、埼玉県  
( 事 務 局 ) 内閣府：河合統計委員会担当室参事官  
総務省：會田統計審査官、岩橋専門官、鈴木専門官、小高専門職、  
須藤アドバイザー ( 統計センター )
- 4 議 題
  - ( 1 ) 大分類 A - 管理的職業従事者について
  - ( 2 ) 大分類 F - 保安職業従事者について
  - ( 3 ) 大分類 G - 農林漁業作業者について
  - ( 4 ) 大分類 I - 輸送・定置・建設機械運転従事者について
  - ( 5 ) 大分類 J - 建設・採掘作業者について
  - ( 6 ) 日本標準職業分類の一般原則について
  - ( 7 ) その他

## 5 議 事

大守部会長 それでは時間ですので、第5回統計基準部会を始めさせていただきます。最初に、皆様方に宿題という言い方がいいかわかりませんが、御意見を出していただきまして、大変ありがとうございました。

3回ずつぐらい読み返して、まだ時間的に数日前にいただいたものですから、まとめるところまではいきませんが、皆様方のお考えに結構幅があることもよくわかりましたし、それぞれの論点をどういうふうに調和させるかということこれから考えていきたいと思えます。

本日の議題に戻りまして、お手元の議事次第にありますように、大分類のA、F、G、I、J、それからいつものように一般原則の議論もしたいと思っております。

その他ということで、これまでの部会で審議をしたもののうち、幾つかについて、部会で指摘した事項について、事務局が資料を用意しておられますので、それについても御議論いただきたいと思えます。

それでは、事務局から配布資料について御説明をお願いいたします。

事務局 本日の配布資料でございますが、まず資料1といたしまして「大分類A - 管理的職業従事者」、「F - 保安職業従事者」、「G - 農林漁業作業者」、「I - 輸送・定置・建設機械運転従事者」、「J - 建設・採掘作業者」の設定の考え方及び改定点について。

資料2としまして、「日本標準職業分類案」。

資料3といたしまして、「日本標準職業分類案の説明及び内容例示新旧対照表」。

資料4といたしまして、「新旧分類項目対応表」。

以上の資料は、議題の1から5に関わるものでございます。

本日の議事の進行でございますが、まず議事の1から5を一括して御審議いただきまして、その後、「日本標準職業分類の一般原則について」、「その他」という順で、御審議願いたいと思えます。

資料に戻りまして、参考1といたしまして「第4回統計基準部会結果概要」は、既に皆様にもメールでお送りしているところですが、御確認いただきまして修正点がございましたら、6月15日、明日までに、事務局まで御連絡いただきたいと思えます。

続きまして、席上配布資料でございます。

「議論の活性化のためのQ & A」。

「日本標準職業分類の一般原則にかかる各委員からのご意見」は、各委員から御提出いただきました資料そのものと、事務局で表の形にまとめたものの2種類をお付けしてございます。

「日本標準職業分類の一般原則」。

「大分類「H - 生産工程作業者」に係る前回審議での指摘事項について」。

「大分類「H 生産工程作業者」の分類項目名称案」は事務局の試案でございます。

「大分類「C - 事務従事者」、大分類「D - 販売従事者」「E - サービス職業従事者」に係る前回審議での指摘事項について」。

あと、ここには書いてございませんが、参考といたしまして「調査票の記入のしかた」というも

のをお付けしてございます。

以上です。

大守部会長 ありがとうございます。

ちょっと前から気になっているんですが、席上配布資料というのは、テーブルに座っている方だけですか。後ろの方も持っていらっしゃいますか。

事務局 後ろの方にも配布しています。

大守部会長 それなら結構です。

それでは、御提案がありましたように、A、F、G、I、Jについて、一括して取り上げたいと思います。

まず資料をもとに、事務局から設定の考え方、主な改定点や論点などについて、御説明をお願いしたいと思います。

事務局（曾田統計審査官） それでは、説明させていただきます。分類の方はこちらの青い方のファイル基本資料6というところをご覧いただければ、新旧対照表の小分類が載っておりますので、ご覧いただきたいと思います。

まず最初に、大分類「A - 管理的職業従事者」ということで、1/29ページと書いてあるところに小分類がございます。あと、今回の配布資料1というところをご覧いただければと思います。これは一括して書いてございます。

最初に大分類「A - 管理的職業従事者」というところがございます。この大分類の考え方は、「専ら経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう」ということで、今回特に改定してございません。

ただ、特殊法人が独立行政法人になるとか、そういうところの一部法令等の変更に伴う文言の修正等は加えております。

今まで諮問案をつくるまでの検討の中で出てきた意見の紹介ということで、そこに幾つか書いてございます。

日本の管理職はプレーイングマネジャーになる形態がすごく多いのではないかということ。

職務権限を用いることにすれば、管理職をうまく抽出できるかもしれない。

標準産業分類では、国家公務員と地方公務員を分けているけれども、その必要性はあるのかということ。

管理的公務員と民間の管理職に分けているけれども、それも必要かどうかといったこと。

国際標準職業分類では、産業を中心に製造業の管理職であるとか、運輸通信の管理職というふうに分類しているけれども、日本は行っていないということ。

いろいろ意見があったけれども、いろんな観点の実査での把握が困難ということから、現状踏襲ということで、今回、諮問案を出させていただいているところでございます。

2番目の「F - 保安職業従事者」は、基本資料でいいますと、13/29ページというところですよ。

見ていただくとわかりますように、大体が自衛官、警察官、看守、民間の警備会社の方が含まれるところですよ。このところも、今回改定してございません。

次に大分類「G - 農林漁業作業者」ということで、基本資料の 14/29 ページというところがございます。

農林水産業は、比較的小規模な経営体が多く、仕事の形態も余り分業が進んでいないだろうということから、個人が生産プロセス全般を担うということ、産業チックな形にはなっていますけれども、農林水産業の関係の従事者ということで、分類を一つ入れてございます。

これはILOの国際分類でも、「Skilled agricultural, forestry and fishery workers」ということで、農林水産業に該当するところの職業ということで、一つ創設されているというところがございます。今回大きく変えたところはありません。

次のページをめくっていただきまして、検討過程で出た意見ということで、ILOの国際分類の方では、農業や漁業に係るところでは、熟練作業者というもの、それから単純作業も一括しまして elementary workers ということで、その中に一部農業と漁業に係るものと分かれているけれども、日本ではなかなかそういうふうに、スキルのある方とない方を分けるのは、難しいのではないかという御意見があったということがございます。

続きまして大分類「I - 輸送・定置・建設機械運転従事者」は、先ほどの基本資料の 25/29 ページというところを見ていただければと思います。

このところは、現行の大分類の運輸・通信従事者のところから通信のところを外したものです。それから古い大分類で生産工程の労務作業者という大分類がありましたが、その中の亜大分類「定置機関運転・建設機械運転・電気作業者」というところから、運転と操作作業に従事するものを分離して統合したということで、鉄道、自動車、船舶、いろいろな動かない機械、ボイラーとかさく井機械といったものの操作というもので構成されております。

これは、いろんなところから持ってきておりますけれども、基本的には大きな改定は今回しておりません。

ILOの大分類の方でも「Plant and machine operators, and assemblers」というところで、該当するところが、大分類として創設されているというところがございます。

それから、大分類「J - 建設・採掘作業者」ということで、これは旧の大分類「I - 生産工程・労務作業者」の亜大分類の一つを持ってきて独立させているということがございます。この中で大きく変えているところは、特にございません。

席上配布資料 というところをご覧いただきたいと思います。幾つか御議論の参考にとということで、Q & Aとして付けてございます。

まず最初に今回五つの大分類がありますけれども、これとほかの大分類との隣接というか、その辺をどういうふうに分けるとか、そういったことが考えられるかということを書いてございますが、一つ目として、「A - 管理的職業従事者」と「B - 専門的・技術的職業従事者」というのがありますけれども、専門的・技術的職業従事者を取りまとめる長、研究所長、病院長、そういうものについては専門分野における仕事に直接従事する場合とか、管理において専門的・技術的職業従事者、そういった集団と同等の専門知識が必要とされるというときには、「B - 専門的・技術的職業従事者」の方に分類したということがございます。

「A - 管理的職業従事者」ということで、この中に議員が入ることになるのですが、地方議員、特に村会議員とかそういったところでは兼業している方が、大分いるのではないかとということで、そのときはどうするかということでございますが、管理的職業従事者の方が、専ら経営体の全般とか内部組織の経営・管理ということにしておりますので、専ら議員活動のみを行っているものでなければ、兼業している方の大分類に該当するというふうに判断することにしてございます。

採掘・建設作業者と定置の機械運転従事者というものに、どういうふうなところで線を引くかということでございますが、ある程度大きなさく井機械とかそういったものを使用して採掘工事に従事する場合には、オペレーターの機械の運転の方に分類する。採掘現場において、ある程度小型で、手で持って作業ができるというような場合には、採掘・建設作業者の方に分類される。

小型のクレーン、ミニバックホーというパワーシャベルの小型のものがあるんですが、こういったものを操作する場合には、Jの方の定置・建設機械運転従事者の方に分類するという形になります。

あと、船を運転するというのは、一般的に輸送機械の運転従事者になるんですが、漁労船の場合には、漁労船の運用・航海、船体の保存、機関の運転を行って、かつ漁労作業に従事しているという人につきましては、農林漁業作業者に分類するということになってございます。

自衛官、警察は全部保安職という形です。

一番下でございますが、建設・採掘作業者と労務作業者は、建設現場において、本当に単純労働をやっている人はどうなるかということでございますが、今の日本のいろんな建設現場を見ますと、鉄筋などを組み立てるとか、そういった方が、合わせているんなものを運んでいるということが見られるので、通常であれば、建設・採掘作業者の方に分類されると考えます。

ただ実際的に、日雇労働者であるとかそういう形で、資材の運搬のみを行っているということがあるとすれば、それは労務作業者の方に分類されるという形になります。

ILOの国際分類ですけれども、先ほど説明いたしましたように管理職の方を中分類と小分類のベースで産業別に細かく分類しているということがございますけれども、日本の場合ですと、統計を利用するときに、合わせて産業区分ということであれば、その統計のクロス集計といった形で利用すれば可能なのではないかとということで、特に職業分類の方で、そこまで詳しく説明しなくてもいいのではないかとというふうに考えるということでございます。

大分類の残りにつきましては、以上です。よろしく願いいたします。

大守部会長 どうもありがとうございました。

それでは、どんな順番でも結構ですので、御意見、御質問等、御自由に発言をお願いします。

西澤委員 事務局に、考え方について少々教えていただきたいんですけども。

大分類Aの定義を見ますと、1、2、3と三つほど除外定義が書いてあります。一つ目の経営・管理以外の仕事にも直接従事するものは、それ以外の項目に分類されるというのは、ほかの主要国の職業分類でもやっていることですので、これもよろしいかと思えます。

二つ目の除外項目の専門的・技術的職業の中で、校長先生、病院長、診療所長については、管理される者と同じような専門的知識が必要だから、管理職ではなくて専門的・技術的職業に位置付け

られるというのも、理解ができます。

ところが、3がよくわからないんです。どうして自衛官、警察官、海上保安官、消防員はひと固まりですべて、つまり自衛官の身分でいいますと、一番階級の下の人からトップの幕僚長まですべて一つの項目に区分されるわけですけれども、警察官も海上保安官も消防もそれぞれみんな身分のある公務員の仕事ですけれども、これはどういうふうな考え方で管理職ではなくて、実務者と同じ項目に位置付けるというふうに見ているのでしょうか。それをちょっと教えてほしいと思います。

事務局（曾田統計審査官） 自衛官について、いろんな国のもので armed force ということで、軍隊は別の部門でやっているというのがありますので、確認したことはないのですが、恐らくそれとの類似性で警察とか海上保安官の方も保安という観点から別の大分類にしているんだと思います。

大守部会長 よろしいですか。

西澤委員 明らかに仕事は違いますね。自衛官にしる、警察官にしる、一番下の階級の人と、それからいわゆる警察ですと管理職になる警視正といった、そのような階級から上の人たちの仕事というのは一般の人たちと大分違う。

多分、仕事で分けをしているのではなくて、軍隊がそうだからといって海上保安官、警察も同じだというふうなのは、ちょっと乱暴な言い方じゃないかと思いますけれども。

大守部会長 今の件について、ほかの委員の御意見を伺いたいと思います。

岡本委員 軍隊については、例えばアメリカの統計なんかは、もともとシビリアンだけを分類するということがあったわけです。シビリアンでないものは、一括して除外をしていたということはあるんです。

ですから、軍人を除外するということが、理屈に合うかどうかはともかくとして歴史的な経緯としては、各国もほぼそうなっていると思います。

あとは徴兵制がある場合にそれを職業とみなすかどうかという問題もあって、軍隊は職業として別扱いということですが、自衛官も余り合理的ではないのですが、一応の根拠はある。警察官以下は余り合理的な理由はないように思われます。

原専門委員 それに関連して、私も1点事務局に質問をさせていただきたいのですが、防衛省内で事務職として働いていらっしゃる方もいると思うんですけど、そういう方も自衛官の中に入るのかなと読み取れたんですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

事務局（曾田統計審査官） いわゆる内局の制服さんたちは、入りません。

原専門委員 それはどこに入るんでしょうか。管理的職業ですか。

事務局（曾田統計審査官） 課長以上であれば、管理的職業であるし、ほかであれば事務の方の職業になります。普通の公務員を分類する時と同じ基準になっています。

大守部会長 これは従来との連続性という意味では。

事務局（曾田統計審査官） ほとんどいじっていません。

大守部会長 変わっていないわけですね。国際標準職業分類ではどうなっていますか。

事務局（曾田統計審査官） 国際の方では、お話のありました、軍隊だけは別枠になっています。

大守部会長 ほかは一緒というか、特段の例外的な取扱いはしていないのでしょうか。

事務局（曾田統計審査官） していません。中分類で見る限りは。ちょっと調べます。

大守部会長 国際分類も勘案することにして、自衛官は別として、警察官以下について特別扱いから外すということに、今の段階で反対の方はいらっしゃいますか。

それでは、そういう案も事務局に検討していただいたらいいのではないかと思います。

事務局（曾田統計審査官） 国際分類の方で、上の方の管理職は別にして。

大守部会長 勿論そうですね。

事務局（曾田統計審査官） 消防員とか警察官、看守というのは、サービス業の中の保安サービス業従事者ということでは一つの固まりになっています。

大守部会長 管理職もですか。

事務局（曾田統計審査官） すみません。管理職はちょっと。

大守部会長 このところは、海外と日本とで余り日本特有の労働慣行というのもないと思いますので、どうでしょうか。基本的には国際的標準的な取扱いとそろえておくというのも一つの考え方だと思うのですが。

事務局に御検討いただくことにして、先に進みます。

もう一つ、私が従来から気になっているのは、管理的職業従事者のところで、「専ら」という規定がありますね。これはこの間、皆様方に御意見を伺うときにもその中に入れておいたのですが、皆様方の御意見は、「専ら」というのは要らないのではないかと。つまり特別扱いしなくて、二つ以上の大分類にまたがる場合と同じような基準で処理したらいいのではないかとということです。そうすると現行の分類とは変わるわけですが、ただ実態として現行の分類上「専ら」という言葉がついていたからといって、そういうふうに解釈して統計の数字が集まっていたかということ、必ずしもそうではないのではないかと思います。

国勢調査の基準のところでは課長と書いてあれば、「専ら」かどうかは別として管理職というところに分類されているというのが実態ではなかったかと思うのですが、仮にそういうふうな軌道修正をすると、今度の除外規定の（１）もそのままでもいいかということが気になるわけです。「経営・管理以外の仕事に直接従事する云々管理職員は、他の大分類のそれぞれに該当する項目に分類される。」は、ちょっと文章がはっきりしていませんが、上の規定の関係で読めば、少なくとも今の場合では少しでも直接従事すれば他の大分類だというふうに読めるわけです。

もし整合性をとって直すとすると、経営管理以外の仕事に主に従事するとか、そういうような表現に直す必要があるかと思うのですが。この点に関して、皆様方の御意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

あと国際標準職業分類の考え方は、どうなのでしょう。

事務局（曾田統計審査官） 国際分類の関係では、特にそのところは明確になっていないと思います。私が見ている範囲なんですけれど、特に管理的、いわゆるマネジャーの部分をより小さく解釈するという事はないと。

もっとも、複数のことをやっているときにどちらをとるかというふうな基準が、各国の原則みた

いなところが明確になっていないということもありますけれども。特に定義上小さくしているということはないと思います。

若干加えさせていただいていいですか。

このところの「専ら」を外すという状況と、後で一般原則の方の議論にも関係すると思うんですが、現在の大分類の中で順序をつけている部分があります。そことの関係も出てくるかと思いません。

大守部会長 そうですね。あと、細かい話ですが、今日御説明をいただいた地方議員は、「専ら」規定を外すとどちらになるのかということもちょっと関係してきます。地方議員で本業を持っておられる方であつ、かなり地方議員の仕事にウエイトをかけてやっておられる方。形式上は会社の会長というようなことで実態には政治のみをやっておられる方というのはかなりいらっしゃることで、そういった場合をどうするかということも関係してきますが。

特に、御意見がないようでしたら、「専ら」を外す方向で全体を整理するとどうなるかということ、事務局に検討していただければと思います。

順番に議論をしているわけでは必ずしもありませんが、この「A - 管理的職業従事者」について、他に何かありますか。

なければ、また気がつけば出していただければと思います。

「F - 保安職業従事者」について、先ほどの議論の裏返しの話も勿論あるわけですが、それはちょっと置いておいてその他いかがでしょうか。

細かい点ですが、私が若干気になったのは警備です。これには民間で警備をやっている方も含まれると思いますが、マンションの管理会社で働いているような警備の人も含まれるということなんです。つまり警備と管理との境目みたいなものがうまく仕分けができるかなというあたりが少し心配なんです。どんなふうにお考えでしょうか。

事務局 ここで載せております警備員というのは、人間を対象にしてそれを守る。あるいは人間が保有している財産を保全するというようなところに着目しております。マンションの管理の一環で、例えば怪しい人間が通行しないかどうかというのを見ているというものは区別をしています。例えば管理人室で見ているとかそういったことだけでは警備というよりは、マンションの管理かというふうに思いますが。

大守部会長 ちょっとマンションの例が悪かったかもしれませんが、例えばこの庁舎でも警備員がいらっしゃいますね。それで何をしているかということ、多分まず座ってモニターを見ておられる。そして決められた時間に廊下を歩いてチェックをするというような、そういうのは、ここで想定されている警備ではないのですか。

事務局 それは警備になります。

大守部会長 マンションでも同じような状況だと思うのですけれど。

事務局 いわゆる見回りをしたりするという方ですと、こちらの警備員に入るかと思いません。

この内容例示でボディーカードのほかにも、守衛、門衛、警備員というふうにあります、これらの方は同一のカテゴリーに分類されます。

大守部会長 私は若干用語も混乱しているように思うのですが、ボディーカード（身辺警護員）として守衛、門衛云々と書くのは今の議論ともちょっと合わないような気がします。もうちょっと言えば、警備の本質をどう考えるか。さっき見回りというふうにおっしゃったのですが、見回りをしていない人もここには含まれていますね。その辺はどういうふうにと考えたら良いのでしょうか。

事務局 資料3の8ページに、警備員の定義を書いています。「人の身辺において、身体に対する危害の発生の警戒・防止、又は工場・病院・学校・事務所・その他の施設において、火災・破損・盗難の予防・突発事故・不法侵入の防止など、人の生命、財産の保護又は構内秩序の維持」というふうにしてあります。そういう意味で見回りもいざというときの身辺警護も目的は生命、財産の保護ということで一緒にしてあげます。

大守部会長 ちょっと私は誤解をしていました。ボディーガードというのは、単に付け加えたということのようですね。一例を付け加えたということですね。わかりました。

その他の施設に集合住宅は含まないのですか。

事務局 今の警備会社はいろいろな住宅を回ったりもすると思いますので、警備という仕事でやっていらっしゃる場合には警備員ということになるだろうと思います。

大守部会長 わかりました。そうしたらやはり多分人数的には、集合住宅の警備をやっている方は相当多いと思うので、明示的に書いておいた方がいいのではないのでしょうか。

他にいかがでしょうか。

西澤専門委員 今の警備員のことですけれども、警備員につきましては、警備業法というのがありまして、警備業法で警備会社のやっていい事業活動というのが規定されてあります。警備会社がやっていい事業活動と、それからここでいう小分類453の警備員というのは、少し範囲がずれてあります。

警備会社がやっていいと警備業法で認められている事業の一つに、交通誘導というものがあります。これは車を運転される方はどなたも御存じだと思いますけれども、道路工事をやっているとき、必ずその前後には誘導員が立っています。あれが警備会社から派遣されている誘導員です。

ただこの人たちは警備員のところではなく、小分類459のその他のところに入ってしまうので、例えば個人調査で仕事を申告させるときに、警備会社の人にはほぼおしなべて警備員というふうな名称で多分申告するでしょうから、そうすると交通誘導をやっている者たちまでも小分類453の警備員の方に含まれる心配がなきにしもあらずです。そのあたりは、事務局はどのようにお考えなんでしょうか。

事務局（曾田統計審査官） 記入をどこまでコントロールできるかという話であれば、それはほとんど不可能になるんだと思います。国勢調査に細かい事例までこういうふうにしてくださいと。交通誘導員と警備員は違うように書いてくださいというのは、ちょっと物理的にスペースもないのでそこは現実的には難しいのではないかと思います。

あと、警備の観点であれば、どこで働いていますかというのは、国勢調査ですと一緒に聞きますから、警備会社のどこどこ事務所とか、そういうことが併せて情報としてあれば警備の関係の会社にいるというところはわかると思いますが、その中が警備員と書いて実は駐車場の誘導員をやっ

ていたと言われるとそこまではちょっとわからないと思います。

ただ、一応小分類の概念としてはこういうものをここに入れるんだということは、別としてきちんと定義しておく必要があるということですので、そのところに曖昧な記入があったときにどうするかというのは、ちょっと難しい問題だと思います。

大守部会長 まずは概念をきちんとするという事だとは思いますが、今の御説明を聞いていてちょっと気になったのは、資料3の大分類Fの保安職業従事者の定義を見ますと、要するに警備員のイメージが全然ないですね。「国家の防衛、社会・個人・財産」のここに入るわけですか。「法と秩序の維持などの仕事」、「社会・個人・財産の保護」。

事務局（曾田統計審査官） 警察官も入っている。

大守部会長 ここで民間の警備も読むということですかね。個人・財産の保護。わかりました。ほかにいかがですか。

舟岡委員 先ほどの部会長の御指摘にあった、マンション管理を行う人であって、マンションの警備を主に担う人は現実にいるのでしょうか。

大守部会長 いると思いますが。

舟岡委員 それは警備員とは別にですか。管理的な活動としては、例えば来訪者への対応、郵便物等の受け取り、施設の不備への対応とかが相応し、そういう管理的な活動を行うのがマンションの管理人のイメージなんです。

大守部会長 狭い意味での管理人はそうだと思います。管理会社に雇われている警備員というのはいらっしゃいますか。

舟岡委員 それは警備員ですね。

大守部会長 ですからそのところが、小規模な管理会社だとかなり仕事としては連続的になっている。要するに臨機応変で警備員の人が管理的な業務をやったりです。

これに限ったことではないですけども、日本の一つの特徴はかなり臨機応変に対応するということですので。

少し先へ進みたいと思います。大分類「G - 農林漁業従事者」については、いかがでしょうか。

私からの質問なのですが、兼業農家については、どういうふうに考えるのでしょうか。一種兼業、二種兼業とかいう別の定義があるわけですけど、この職業分類では、そういったあたりについてはどういうふうに仕分けて考えたらいいのでしょうか。

事務局（曾田統計審査官） 農家ではなく、その人がどういうふうに働いているかということになりますので、その人が例えば野菜をつくりながら市役所に勤めているということであれば、それは二つの仕事を持っているということになって、それをどちらで判断するかということでも今までの考え方であれば、就業時間が長い方をとらえるという形になると思います。

大守部会長 つまり一般原則で判断するという事ですね。わかりました。

他にいかがですか。

その先、大分類「I - 輸送・定置・建設機械運転従事者」について、いかがでしょうか。

私がちょっと気になっているのは、先ほど御説明があった機械との関係です。今日初めて手持ち

機械という概念が出てきて、確かにそういう基準はあり得るかもしれないけれども、それが個人調査などで実用的な基準になるかどうかということがちょっと気になるわけです。

バックホーというのは、私が問題提起をして書いていただいたのですが、ミニバックホーというのは確かに手では持てませんが、大抵の人はすぐ運転できるようなものであって、スコップだったら建設・採掘作業者であって、小さなバックホーを使ったら建設機械運転従事者であって、大分類をまたぐわけです。しかし、やっていることは地ならしであったり、掘削であったりということで、そんなに変わらないわけです。

その辺にちょっと、私は不安を感じるのですが。例えば国勢調査の調査票を配るときには例示で理解を得るしかないわけです。例示が2～3ページあって、それを見て個人の方に判断して書いていただくわけですが、どういう形で例示をして区別ができるかというあたりも含めて事務局の考えをお聞きしたいと思います。

参考1として「調査票の記入のしかた」というので配られています。後ろの方の12、13ページあたりをご覧くださいと、国勢調査の中でどういう例示、次もこれでやると決まったわけではないのですが、一例ですけれど、こういうものを見て職業分類をつくらうと。こういうものを見て答えていただいたものをベースにして、職業分類をしようというわけですけれども、いかがでしょうか。

事務局（曾田統計審査官） 現状のものと、14ページというところで砂利の採取と勤め先が橋本興業と。その事業所がやっている内容が砂利の採取で御本人のなさっている仕事はショベルカーの運転ということで、全体でいろんな職業がありますので、このところだけでは書けないとは思いますが、機器を操作しているということでは、その対象となるものは書いていただけるのではないかと思います。

それがよほど小さいものと書いた中で認識できれば、採掘の仕事をしているというふうに判断することもできるかと思います。

大守部会長 そうすると、機械を使っている場合にはこれだけというわけではないのですけれども、機械に携わっている人は必ずその機械を書いてくださいとか、そういうことを少し強目に出すということですか。

事務局（曾田統計審査官） 例示のところでは採掘以外でも13ページのところでフォークリフト運転手とか。

大守部会長 フォークリフトも余り大きくないですかね。ただここに、荷物の運搬というふうに書かれていたら、どうするかですね。

私自身も余りいい知恵はないのですが、何か手持ち機械というので線を引くことが現実的な基準になり得るかどうかというあたりが、まだ心配が残るのですが。

ちょっと先へ行きましょうか。今の話とも絡むのですけれども、もう一つの今日の議題である大分類「J - 建設・採掘作業者」は、いかがでしょうか。

私が気にかかっているのは、建設・採掘作業者と労務作業者の間の線をどこに引くかということで、どうも事務局のお考えはいわゆる土建業という言葉が悪いかもしれませんが、出稼ぎの方々

も含めてこうした産業に従事されている方々は、基本的には労務作業者ではないと。こちらの建設・作業採掘者であるというようなお考えのように思います。ただ、かなり労務作業的なイメージ、概念に合ったようなことをやっておられる方もいるのではないかと思います。今のように、基本的に建設・採掘作業者であるという整理でいいかどうか。そうだとすると、産業分類でくくるような感じになってきているわけです。

あるいはそうではなくて、労務作業者の中に比較的単純なスキルで建設・土木の中で働いておられる人たちが労務作業の方に明示的に入れることにするかどうかという、そのあたりが気になるんですが。

まず、事務局のお考えから聞きましょうか。

事務局（曾田統計審査官） ある程度の熟練のものと未熟なものを別にするという、スキル・レベルみたいなものが日本で本当に入れられるのか。そうしたら、ほかの職業すべてにおいてそういったことでやらなければいけないのかと。

それを極端にすればILOの基準みたいに、elementary workers ということでくくるというものあると思いますけれど、果たしてそれができるかどうかということだと思います。

労務的作業者のところについては、今の定義であれば、清掃とか単純な運搬であるということになっているので、簡単な仕事だからここに入るという形にはなっていないということだと思います。

あと、最近いろんなビルの工事現場とかを見ましても鉄筋を組み立てるとか、労務をやっているというよりは、そういった技術的なことをやっている。そういう人がものを運んでいると。

それから、日本の建設現場ですと、エレベーターであるとかクレーンとかそういうものでかなり近くまで持ってきて、それを移動させて置くだけとか、本当に運搬だけをやっている人が多いという状況ではないのではないかと思います。

大守部会長 ありがとうございます。

私も統計を見たわけではないのですが、出稼ぎの方とか短期間雇用者の割合、構成比は多分土木建設業が一番大きいのではないかと思います。宅配便の運転手とかそういうのもあるかもしれませんが。それはやはりこの間言われていた肉体を使った労働であるとか、そういう定義にかなり近くて、余り熟練を要しない労働への需要、そういうところから発生しているというふうに考えなくていいかどうかということが気になるのですが。委員の皆様の意見をお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

岡本専門委員 単純な技能しか持っていないくて、建設土木に従事している人は区別できた方がいいと思います。スキル・レベルを全体に適用するのは難しいから、ここでもやめておくというのが事務局の案だと思いますけれど、一番下と一番上の方はある程度できるのではないかと。その中間はなかなか分類するのは難しいかもしれないけれどということで、技能レベルが一番低い部分は単純労働者ということでくくれた方がよくて。そうすると建設や土木の領域の単純労働というのは、別個に析出できた方が望ましいということではないかと思います。

勿論、原理的にはということです。実際どこまでできるかという検討が必要ですが、あった方がいいのではないかと思います。

大守部会長 ありがとうございます。他の先生方はいかがでしょうか。

舟岡委員 私もできれば良いと思うのですが、先ほどの手持ち機械云々よりも、実際に記入が間違いなくできるかが問題です。併せて、格付けが適切にできるかという難しい点が出てくるだろうと判断されます。どこまでが単純でどこからが単純ではない作業であるかについての判定基準そのものが難しいだけでなく、基準ができたとしても、実際の記入がどうされるかを考えると、できれば望ましいのでしょうか、何か絵にかいた餅になりそうな気がいたします。

大守部会長 ありがとうございます。他にいかがですか。

野村委員 これは焦点が一般原則の議論と全部重なっていますので一般原則の議論に行ってしまった方が建設的ではないかと思います。先ほどマンションの管理人の話もそうです。後の方で皆さんが整理されているのもありますので。

大守部会長 なるほど。では、先に進みましょうか。

どうぞ。

事務局（曾田統計審査官） 先ほどの保安のところではイギリスの分類を見ていましたら、警察官は英語で職位がわかりませんが、sergent and bureau というのを保安の方に格付ける。fire service officer のところでは leading fire service officer and bureau 、そこから下の階級のところは、こちらの protect service occupation の方にするという表現になっています。

大守部会長 ということは、先ほど暫定的にいった方向と同じということですね。つまり管理職は、管理職として位置付けると。

事務局（曾田統計審査官） ただ、防衛省もそうなんですけれど、管理職という職階というんですか。そちらの方の定義になるんです。例えば大佐以上であるとか、連隊長以上とか、そういう方の職階というのか官職。警察官だったら例えば警視正以上をするとか。

大守部会長 以下ですね。

事務局（曾田統計審査官） 以下を警察官として上を管理職にするとか、そういうような基準。

大守部会長 ですから途中で切れているわけですね。

事務局（曾田統計審査官） 切ると、必ずしも署長とか何とか、そちらとは連動しないということです。自衛官もそうですけれど師団長だからとか、そういうことだと思います。階級というんですか、階級での判断になってしまう。

大守部会長 なるほど。しかしそれは課長相当という言葉は既に使っているわけで、そこは余り大きな問題にならないのではないかと思います。

事務局（曾田統計審査官） 大きな警察署であれば、警視正以上が署長になるとか、小さなところであれば警視でもなれるとか、そういうところがあります。ちょっと宿題にさせていただきます。

大守部会長 一般原則に入りたいと思います。五つのテーマについてお返事をいただきました。では簡単に、それぞれ御説明をいただきたいと思いますが、5分程度と書いてありますが、できればもう少し短目にとということで、これは私からやるのかな。

では私からやります。私は最初は、複数の仕事に関して時間基準でいいと思っていたのですが、よく考えると所得の方が妥当ではないかというふうに考えるに至りました。というのはどうしてか

というと、二つが食い違う場合はどういうことかと考えますと、要するに時間はたくさんやっているけれど時間当たりの所得が少ない仕事ということで、やはり調査客体、個人からするとそういう仕事をメインには多分答えてこないだろうということを考えますと、調査の現実から照らしてもそれから後で議論が出るとは思いますけれども、収入を伴うものを仕事といているということから考えても所得の方がわかりやすい基準ではないかなというふうに思います。

2ページに移りまして、管理職の「専ら」規定は外した方がいいのではないかなというふうに思います。

3ページのところで、実態として一つの勤務先で二つ以上の仕事を行っている場合、家計側の回答者はスキル・レベルの高い方を答えるだろうと。企業も多分同様の処理をするであろうということを考えますと、スキル・レベルという表現を使う必要はないと思うのですが、実態としてスキル・レベルを調べたことになるのではないかなというふうに思います。

3ページから4ページにかけてですけれど、先ほどの上と下という議論がありましたけれども、上と下を除いてスキルによる区別というのは、垂直的な区別ができなくてもしょうがないと思いますが、ただ、独占的な公的資格があるものについては、明示的に何とか士として、資格そのものを名称にした職業分類をつくった方がいいだろうと思います。

問題は、その補助をしている方々ですが、これはここには明示的に書いていないですが、その後考えて少し思いつくに至ったのですが、補助をしている仕事の実態に応じて、年が経てば、何とか士の試験を受けてなるような人が多いのか。あるいはそうでないのかということで、前者については同じ作業分類の中で何とか士の補助というような形で整理をして、後者については、別の産業分類という整理が望ましいのではないかなというふうに考えています。

それから、スキル・スペシフィケーションについてですが、私はこう書いたのですが、皆さんの考え方を讀んだ後でもうちょっと考え直す必要があるかなと思っております。

5ページに行きまして、仕事の定義ですが、これはまだ悩んでいるところです。私はこのときには「生計の主なよりどころとしている」ということを言ったのですが、それはそれで一つの基準だと思いますが、ただ、例えば家賃収入で生活している方々の話です。現行案だと業として家賃収入がある場合には、職業にするのだと、そういいながらデイトレーダーは仮に業としてやっても職業ではないのだと。そういう区別をしています。どうも現行基準というのは、余り今まで皆さん注目していなかった部分、具体的には、「社会的に新しい価値を創造する」というような表現があるんです。それがかなりきいている。そういったあたりも考えなくてはいけないかなと思っております。

テーマ4の仕事の定義について、これは先取りになります。皆さん意見が一致しているので、期間については個別の調査の定義に任せるということでいいのではないかなと思います。

大分類の呼称については、いろいろ御意見がありますが、従事者で統一するのが無難なのかなと、そんなふうに思っています。

それでは、舟岡委員どうぞ。

舟岡委員 まず7ページですが、二つ以上の仕事をしている人を格付けする基準については、分

類全体を通した考え方において、報酬を伴うことを仕事の要件としていることからして、先ほど部会長の御説明にもありましたが、仕事を二つ以上行っているときには、報酬を一つの大きなよりどころにする考えも有力です。

他方、個人が営む仕事については報酬による分類は難しい店もありますが、雇用者と同様な一つの考え方に統一するとすれば、報酬が何に対して支払われるかについて、ある種の任務とか責務等の、義務を伴う活動に対して支払われていると考えますと、個人についても責務のより多くかかっている活動に従うとすることが考えられます。個人の場合は、個人あるいは世帯の生活を維持することをひとつ責務だと考えると、二つ以上の仕事について格付けする際に、一つの基本的な考え方として統一できるのではないのでしょうか。

(1)の二つ以上の勤務先の場合は、収入の最も多い仕事によるのが適当でしょうし、(2)の場合は、どちらかという、時間によらざるを得ないところが出てくるだろうと思います。

それから、テーマ2についてですが、今回の計画から一部の大分類にスキル・レベルを反映させています。一番高いレベルと一番低いレベルのそれぞれに大分類を設けて、中間的なスキル・レベルで大分類を設けるのは、現実的に難しいだろうと考えられますし、国際分類でも同様な対処です。

中分類以下へのスキルの適用については、レベルではなくてスペシャライゼーションによっていると、私は考えます。

ただし、中分類以下の分類配列の順序を考えると、スキル・レベルを配列順として加味することができるかどうかについては、十分検討する必要があるだろうと考えています。

専門能力は、どういう意味かわからないのでちょっとこれについては答えられません。

3ですが、就業する際に、資格の取得を要件としている職業において、見習い職はその仕事に就くことができないわけですから、別の仕事とするのが適当ではないか。看護師見習いが看護師の活動をできるかという、できないはず。司法書士についても同様であり、これらの見習いは仕事が別であるとした方が良いでしょうと思います。

テーマ3の仕事の範囲についてですが、報酬を伴うということと、報酬を目的とするというのは、一緒ではないですが、仕事という中に責務という様相が色濃く入っていることからしますと、報酬を伴う仕事と、報酬を目的とする仕事の両者の概念は、限りなく近い。

テーマ3の2ですが、「“業”として営んでいる」を定義するのは、難しいだろうと思います。主観的にならざるを得ない。雇用者であって、例えば不動産賃貸を行っているような人の仕事については、恐らく雇用先の職業を記すことになるだろうと考えますと、先ほど述べましたが、責務のより多い活動を職業決定の原則とすると整理できるのではないかと思います。

職業の対象期間についてですが、仕事の継続性に関わって、継続してという表現を外すのは、登録型派遣労働者のように短期で勤め先とか職種を変えるような雇用者が増加したことに伴っての対応です。ですから紛れがないようにということであれば、過去1年で直近に従事した仕事とか、といった注記を加えれば良いのではないのでしょうか。

テーマ5について、大分類の呼称をすべて、従事者としても良いと思いますが、労務作業者という用語が言い慣らされている点が捨てがたい気はいたします。以上です。

大守部会長 ありがとうございます。とりあえず先に進みます。野村委員。

野村委員 お手元の資料の13ページ目になっています。少し勝手に順序を変えてしまっていますが、流れとしまして、テーマ1はむしろ基準としては下流の方の話、第4項の話ですので、第1項、第2項の定義に依存しています。その意味で、下から積み上げていくのであれば意味がわかりませんので、与えられたテーマをひっくり返してテーマ5から行くことを許していただけだと思います。

まずは、大分類の呼称についてです。現状までの職業分類では個人を分類するという認識があったわけですが、それは適用として標準的にそうされてきたということであって、本来の職業分類は職（job）を分類するものであるという認識を確認したいと思います。一人の人間が複数の職業を持つことは現実に例外でも何でもなく、伝統的なように職業分類を人のみに適用するような制約を持つ必要は何もないと思います。もしそこに合意があるのであれば、当然のことながら呼称としても従事者、従業者という人ではなく、職とか作業とかそういうものが原則になるべきです。

結果として、一番下の小分類のところでは人のものが出てくる。例えば弁護士も弁護士業とかすることが十分できるとは思いますが、そういうものができないものがあるとすれば、小分類などでは人とすることはあるとおもいます。しかし原則としていえば、概念的な混乱をなくすためにも、大分類などでは、職の名称とすべきです。

例えば産業分類の事例で言いますと、北米の産業分類でも、昔は産業分類の中に商品のような名前が残っていたのですが、改訂されたNAICSは必ずどんなに長かろうが、最後にindustriesをつけるような形で、それがアクティビティ（経済活動）であるというようなことを強調しているように変わってきています。職業分類もいずれそうなるのではないかと国際的な議論としてなるのではないかと考えています。もし日本の分類で、今回そう改定されずとも、将来そうなるだけだと思います。

4番目ですが、職業の対象期間については、ほかの委員と大体同じような認識であると思いますが、就業の状態、期間の継続性は統計の適用段階において検討すべき項目であって、分類としては、あまり関係がない。むしろ分類としては、それぞれのいろんな目的の違う統計調査にも適用できるような分類体系を考えることが我々の課題であると思います。そういう意味で部会長の整理に賛成であるということです。

3番目の仕事の範囲ですが、報酬を伴う仕事という部分ですけれど、報酬を伴うかどうかは条件として必要以上に限定的なのではないかということを考えます。基本的には例えば報酬を事前に受けるであろうという期待で十分なのであり、実際の報酬を受けるかどうかは関係がないのではないかと。

ここに事例として挙げていますが、報酬を放棄したCOEとかはストックオプションを持つかもしれませんが、事後的に報酬は得られないということがあるかもしれませんが、彼らは仕事に就いていることは当然であります。逆に、ボランティアは報酬を目的としないで活動しているかもしれませんが、事後的に何かの報酬をいただくことがあります。そういう場合には、報酬を伴うときにそれが仕事とみなされることはまずいのか、そこまでは職業としてカバーするのか問題になります。

報酬を目的とするというふうに変えた方がいいのではないかと思います。

本当を言えば、報酬なり利益を目的とすること自身も要らない。そうすると職業分類ではなくて活動分類までボランティアを含めた分類に拡張されるわけですが、それは中長期、将来の話なので職業分類に限ったという意味で、ボランティアとのボーダー、バウンダリを決めるという意味で報酬、利益を目的とした仕事としてはどうだろうかということでもあります。

その意味でデイトレーダーのようなものは、職業の内側に入れるということが適切ではないかというふうに考えています。

同時にそうすると、違法行為に関する追記をついでに書いてしまったのですが、今の一般原則の中に違法なものは除くとありますが、原則を追求していく限り、違法なものも入るとというのが原則になると思います。例えばSNAでも測定の困難性はさておき、違法のものに関する illegal activity、underground economy、unobserved economy に関する詳細な議論がありますので、基本的にはそういうものも入ってくるのだらうと思います。

テーマ2番目のところですが、スキルということですが、基本的には私の考えでは、明示的に入れるべきであろうと思います。先ほども話の中にスキル全体を適用することは難しい、それゆえにスキル概念は導入しないというような指摘がありました。それは勿論、全部が全部適用できるような概念ではないと思いますが、可能なところでそれを使っていく。概念とか理念、理論は、道具主義といいますが、役に立つ限りそれを使っていけばいいのであって、全部に適用できないからそういう概念をすべて排除すべきだということにはならないのではないかと思います。

スキルという概念に、我々がこれまで議論をしたように、スキルなり技能なり言葉を使わないようにして議論をしようとしたら、相当に窮屈な分類になってしまいます。そういうもので体系をつくることはできないので、もう一步踏み込んで可能なのではないかということをごらんと長く書いております。

そのときに仕事の内容とスキルとそれぞれ適用すべきものがあるわけですが、それは必ずしもどちらかをとるという話ではなく、統合的にとらえることができるのではないかということで、インプットとアウトプットを描くプロダクションファンクション（生産関数）のような形で、生産を仕事に置き換え、インプットがスキル、アウトプットがタスクという関係性としてとらえれば、違和感なくとらえられるかなと思います。

書いていませんが、見習いの問題に関しては、同意という意味です。見習いというのは資格を持っている人間と同じ分類に入れるべきであり、その補助をするというのは、どんなにそこで経験を積もうが、その資格を持っている人間とは一緒にならないわけですので、別のところに入れるという形で、部会長の仕切りで賛成しております。

テーマ1ですが、ここは二つ以上の仕事をしている人を格付ける基準ですが、最後に持ってきたのも、一人が二つの仕事を持っている場合は、それは基本的には仕事を分類する、ジョブを分類することが目的ですので二つの仕事として分類することが望ましいということが、第一原則であると思います。

そういう意味でまず考えるべきは、一つのジョブが複数の仕事や職業につながってしまうとき、

対応する場合、先ほどのマンションの管理人とガードマンみたいなものの一つの職が、ジョブがそういうものに対応する場合、どうしたらいいかというところの基準として労働時間や所得の基準ということが選ばれておりますが、所得の基準は、獲得されることがリアライズ（実現化）されることが必要条件ではないと思いますので、残念ながら適用できないのではないかと思います。

労働時間に関しても期間等の限定が必要になってきますので、統計調査の適用としては可能ですが、一般原則として書くにはなかなか難しいかと思えます。そういう意味で、ここではまさにスキルというものを適用していくことしかできないかと思えます。米国分類と同じです。

個人が複数の職を持つ場合においては、それは統計調査の目的によりますのでヒューマンキャピタル（人的資本）をつかもうとしているのか、アクチュアル（現実の）な生活者の生計のよりどころというようなものをつかもうとしているのか、そういった視点によりますので、職業分類の一般原則として唯一の方法を適用すべき方法を一般原則として持ち出すことは、必ずしも必要ではないし、望まれてもいないのではないかと思います。与えることもできないのではないかと。

そういう意味で、例えば労働時間でありますとか、期待報酬は現実の適用としては一つの視点を与えうるというようなことは書いてもいいでしょうけれども、それは一般原則としてはどうかと思えます。

以上です。

大守部会長 どうもありがとうございました。

それでは、岡本委員、お願いします。

岡本専門委員 幾つか答えていない問題もあるようですが、意見を述べておきます。

中分類や小分類にまたがるような仕事はどうするか、基準を示すべきではないか。これは基準がうまくつくれば示しておいた方がいいと思えますが、具体的なところまで考えが及んでおりません。

2番目は、ほかの人と意見の差は多分ないと思えます。

3番は、直近であるかどうかという項目ですが、普通職業は usual states をとらえるという形で調べられることが多いので、直近であるかないかというのは余り問題にならないのではないかと、いうことで、なくてもいいのではないかと、いうふうに思えます。

「専ら」を入れるべきかどうかということですが、管理の方は両方とも「専ら」はなくてもいいのではないかと、いうふうに思えます。

5ですが、収入か時間か。これはむしろ調査の目的に応じて考えるべきことだと。一般的な標準分類としてどうするかということですが、職業活動、職業の分類ということで収入でいいのかなというふうに一応考えています。

あとは優先順類で大分類を並べてどの順序が優先するかということですが、これは大分類をまたがるときは、またがる組み合わせがランダムに起こるわけではなくて、大体出現するものは決まっているのではないかと。例えば八百屋さんが若干の事務もするし管理もする。あるいは魚屋さんが帳簿もつけるし、経営管理もするというようなことで、そうすると、そう多くの仕事に共通に出てくる部分は、無視すると。特株性の高いものを優先するというので、そうすると、技能的とか専門

とかそういうものが優先される。

前に出てくる幾つかのグループが優先されて後ろの方のグループは、判断基準として後回しにするということは理屈が通るのではないかというふうに思います。

以上です。

大守部会長 ありがとうございます。

西澤委員、お願いします。

西澤専門委員 テーマ1の二つ以上の仕事をしている人を格付ける基準ですけれども、これにつきましては、以前実際に調査をして、二つ以上の仕事を書いてきたという例は余りない。極めてまれだと言っていいような、というようなことを伺ったことがあるものですから、実際どんなパターンがあるのかどうか。それをまず把握しないと就業時間であるとか、さまざまな基準を先に議論をするよりもむしろ実態を把握しないと、実態に合わせて基準というものを当然設定すべきものですので、実態把握が先であると。実態把握にしてもそれほど事例は多くないということですので、岡本委員が今、指摘されましたようにもしかしたらかなり狭い範囲で特株な例がそれぞれの大分類の中に出てくるのかなというような気もいたします。

いずれにしても、これにしては実態のない中で基準を論議するのは、私は余り適切なこととは思われませんでしたので、大変申し訳ありませんけれどもこの項目には答えませんでした。

それから、基準の中で就業時間と収入以外にウの基準を設けていますが、これは不必要かどうかという質問がありましたけれども、これは例えばパートを二つしていることを考えれば、そのパートの二つの仕事が、時給と勤務時間が同一の場合はこれは収入、労働時間の長さでは決められませんので、第3の基準がないと決定できませんので、そういう意味では、第3の基準が必要だという意見です。

それから6番目の問題、スキル・レベルの問題ですけれども、このスキル・レベルというのは我々は簡単に話していますけれども、では私が話すスキル・レベルとほかの委員、あるいは部会長の話すスキル・レベルが果たして同じものを指しているのかどうかということについて、私は非常に不安を覚えます。

つまり、国際標準職業分類を読んでもらえば、国際標準分類的なスキル・レベルの考え方がわかります。それから今度イギリスの標準職業分類、オーストラリアの標準職業分類を読んでもらえば、それぞれの標準職業分類でのスキル・レベルの考え方は違いますけれども、少しずつずれています。

ですからスキル・レベルと人が言った場合、それは一般的に共通理解ができている概念を指しているのか。むしろ私はその人が、何というんでしょうか、一般という共通理解というのは、まだスキル・レベルはできていないのではないかというふうに考えています。

そもそも、スキル・レベル以前の問題でスキルという言葉をよく使いますが、スキルそのものが実は標準職業分類の中では定義されていません。つまり、標準職業分類は今のところ、職業を仕事と位置付けますが、その仕事をどうやって区分するかはそれから急に分類基準の話になっています。そこを国際標準職業分類ですと、職業の定義がありまして、それがジョブですよ。ジョブを特徴づけるものとして、スキルがありますよと。スキルを特徴づけるものとしてスキルと

スペシフィケーションがありますということで、徐々にブレイクダウンして行って、分類基準になるわけですが、そのところが標準職業分類では、仕事からいきなり分類基準になってしまって、その途中が全くなくて、つまり我が国の標準職業分類ではスキルについては、全く概念が欠落している。

その欠落している概念も我々はスキルだ。スキル・レベルだといっても全然始まらないのではないか。それを議論して我々なりの定義をつくって、それを操作的にあらわして測定するか。そこまでいかないとスキル・レベルは入れられるかどうかというのがわからないというのが、私の意見です。

テーマ2につきましては、これは22ページですけれど、標準職業分類に分類基準として何項目が挙がっていますけれど、その何項目が挙がっている分類基準のうち、諮問案の2と3と4が国際標準職業分類という、スキル・スペシャライゼーションに含まれる項目です。ですから諮問案2の職務遂行に必要な知識という、これを今回の暫定案で専門の分野に変えたというのは、少しおかしな話だと思っています。

つまりもともと2、3、4は、国際標準職業分類のスキル・スペシャライゼーションをブレイクダウンしたものですから、ブレイクダウンしたものの中を更にまた専門分野ということで、ほぼスキル・スペシャライゼーションに近いようなものを(2)に記述するのは、少し不適當かなと思います。

諮問案1の仕事の形態は、これも仕事の内容に変えていますけれど、それも少し不適當であると思っています。

時間がないようですので次に行きます。3番目に資格の問題ですけれど、見習いと補助、助手をどうやってどこに位置付けて、特に見習いは、資格を持っている見習いの場合の位置付けをどうするかという問題ですけれど、これにつきましては、見習いがインターンとして制度的に確立している分野であれば、資格職業であっても、これは位置付けていいかと思います。ただ、インターン制度が確立しているような資格、職業というのは非常に少ないです。

最近、惜しいことになってしまいました。例えば理美容師のインターン制度というのは、平成16年の法改正でなくなってしまいました。こういうインターン制度が制度として確立してあるところでは、見習いはその本務と同じところに位置付けていいだろうと思っています。

それから、補助や助手の仕事は事務局案であれば、その仕事に応じて位置付けるということですが、原則としてはこれでいいかと思います。どうして原則かと申しますと、補助、助手は原則としてということで、一律に本務と違う仕事に位置付けられるとまずいものもたくさんあります。

例えばカメラマン助手という仕事があります。これはどんな人がやっているかということ、将来カメラマン、写真家になりたいというような専門学校卒業生の人で、まだ就職先が確定していないような人がよく就いています。つまりそういう人たちは、助手の仕事をやりながらカメラマンになりたい。つまり見習いという名前ではありませんけれども、完全に見習いと同じような訓練を受けていると考えられますので、そういうような例外がありますけれど、原則として補助、助手は、本務と別項目でいいだろうと思っています。

テーマ3の仕事の定義ですけれど、これは仕事を分析的に考えますと、一番上にジョブ、職務があって、その下にどういう人が位置付けられているか、ポジションがあって、その下に更にその人が実際にやっているタスクがあるわけです。

この階層化された構造を言葉で定義するというのは、今の事務局の暫定案でそれになっていますけれど、非常に回りくどくてわかりにくい。確かに階層的な概念を厳密さをもって言語化するとあのような表現にならざるを得ませんけれども、標準職業分類を使うのは、それほどこの分野に精通した人が使うわけではありませんので、できるだけ人口に膾炙した表現でもって、定義は表現すべきだと思っています。

テーマ4につきましては、皆さんと同じ意見です。

テーマ5につきましては、項目名をどうするか。これは現行の従事者でもこういう問題はないと思います。ただ、今回の改定案のポイントの一つは、大分類Hの中分類を仕事別に区分したということ。それから技術者の中分類を仕事別に区分したということで、仕事重視ということを前面に強く打ち出した改定案だと思いますので、それを項目名に反映させたら、今回の改定の一つの目玉が、項目名でもってあらわれるかと思えます。そうすると中分類を仕事の名前にすると、それに引きずられて大分類も仕事の名前になりますけれども、一番下の小分類につきましては、実際に人に適用する場合に使う項目ですので、現行の従事者の人の名前結構かと思えます。

以上です。

大守部会長 ありがとうございます。

原委員、どうぞ。

原専門委員 はい。25ページになります。

5分程度ということで、テーマ1の二つ以上の仕事している人を格付けする基準ということですが、これを考える際に職種についての設問が、各官庁統計の中で何を把握するものなのかということを出発の起点にして考えております。職業分類がある時点において、経済活動の中で日本全体の労働力がどのような作業に割り振られているのかを把握することを目的とする基準であるのであれば、実際に作業している時間の長さ、つまり時間を主たる基準とする暫定案でよろしいかなというふうに思いました。

ただ、もし人的資本の把握が目的であるのであれば、スキル・レベルに着目した分類もあり得るかと思いますが、多くの調査は必ずしもそうではないと思われるので、このような意見を出しました。

スキルに着目し過ぎると、スキルを取り入れていくということが、非常に難しいなと実感しているわけですが、アメリカのように職域の分離がかなり明確になされている経済、あとヨーロッパも日本よりアメリカに近いかと思いますが、そうした経済下では可能なのかなと思うんですが、日本のようなマルチタスク・マルチスキルの経済下ではタスクだけではなくて、スキルがマルチである場合、どちらのスキルをより高位のものとするかという、新たな問題も出てきてしまうかと思っています。

どの職業にどのスキルが対応するのか。どの職業にもしかしたら複数のスキルが対応するかも

れない。そうした概念整理がきちんとなされていないというふうに、現状では考えられるのかと思っています。

西澤委員が共通の理解が必ずしも得られていないと、おっしゃっていましたが、私も同意見です。

研究がある程度進んでいって、私なんかが言うことではないんですが、日本ではJILPTのキャリアマトリックスを使ったり、アメリカではDOTを使って職業をスキルでマッピングするという研究もなされていますので、今すぐスキル・レベルを直接的に職業分類の基準に入れるという議論をするよりもこれら別資料で職業とスキル・レベルの関係の把握、こういったものを行ってみて、実態把握が行われてから、そうした議論があってもよろしいのかなと思いました。

テーマ2についてですが、スキル・レベルに余り踏み込まないという立場に立って考えましたので、作業での分類というふうに受け止めれば、スキルを加味しない基準になっていても致し方ないのかなというふうに思いました。

資格についてですが、大森部会長のペーパーをいただいたときに意味が理解できなかったのですが、今ここでいろいろ皆さんの御議論を伺って、部会長の御提案に賛成ですということです。

テーマ3の職業の範囲についてですが、結果として社会的に新たな経済的価値を生み出す活動は、活動に見合った対価が生み出される。そうするとこれは仕事になるのではないかと考えております。報酬を伴うか報酬を目的とするかということの間に大きな違いは考えられなかったのですが、例えば例として挙がっていたデイトレーダーというのは、恐らく職業としてみなした方が自然なのではないかというふうに思いました。

テーマ4については、皆さんと同じ意見です。

テーマ5の大分類の呼称ですが、やはり職業の呼称であるから職業に対して与えた方がいいかなと思っていますが、以前に集計公表の際に、やはり人を単位として集計公表していくので職よりも人を基準にしたものがよいというお話があったかと思うので、どちらがいいかなと思いつつ、ペンディングという形で提出しております。

以上です。

大守部会長 どうもありがとうございました。

事務局からも資料があるようです。ただ、これはちょっと皆様方の意見を必ずしも全部反映したものではありません。少し前のタイミングの情報で修正したものだと思いますが、御説明をお願いします。

事務局（曾田統計審査官） きちんと整理していないのですみません。席上配布資料 が配ってありますけれども、これは議論のために前回出したものとほとんど同じで、若干1か所か2か所は前回の議論をベースにちょっと直しているところです。

以上です。

大守部会長 それでは、そろそろ議論を収束の方向に持っていかないとイケません。

総務省統計局 すみません。議論に入る前にちょっとよろしいですか。

統計を実際に作成している立場から、統計局ですけれど発言させていただきます。

職業の呼称の問題ですが、これはなかなか難しい問題とは思っております。国際分類を全体的に

見た場合には外国でもかなりこの点はまちまちではないかなと認識しております。

また、ILOの方の国際標準職業分類でも、何々worker というように人をあらわす名称になっています。

このことから、特に今までの従事者を何々職業と変える必要はないのではないかと考えております。

また、大分類の名称だけでも変えたらどうかという御意見もございますが、連続性を考えた場合、利用者の立場から見た場合には名前が変わっただけで、かなり内容が変わったのではないかというような、無用の混乱を少し与える可能性がございます。

最終的には、国勢調査のように結局は人を集計するようなものに使用しますので、結果的に何々従事者といった方が自然だと思われま。例えばサービス職業何万人というよりもサービス職業従事者何万人といった方がなじみやすいのではないかと考えられます。

それからもう一つ、今の御意見のあれとは別で、前の議論に戻って恐縮ですが、保安職業従事者の警察官等のところで、かなり管理的な立場の方を大分類を超えて移すという話ですが、国勢調査では警察官と海上保安官を合わせてとっておりますが、かなり身分的な職業という感じが強い分類になっております。ずっとここ3回ぐらいの国勢調査でも24万人前後で大体一定した数になっています。

先ほどのように例えば階級、警視正とかでどこかを区切ってやった場合には、かなりの数が移動するのではないかと考えています。この辺については、是非、慎重に検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上2点です。

大守部会長 今の点ですが、かなりの数が移動することは事実だと思いますが、それが何か弊害があるということですか。

総務省統計局 警察官の数は、かなり最近いろいろ注目されています。最近では少し増員の傾向とかそういうことがあると思います。ただ、そういうことがわからなくなるかなと思います。

大守部会長 それには業務統計があるわけですね。業務統計が充実している分野で、国勢調査が同じ数字を出さなくてはいけないかどうかというのは、必ずしもそうだとは言えないのではないかと考えられます。

総務省統計局 ただ、かなりの利用者はそれで使っておりますのでどうかと思います。国勢調査の数ですね。

大守部会長 具体的に国勢調査で警察官の人数とか、そういう明示的な表章があるのですか。

総務省統計局 あります。

大守部会長 そちらの方が、警察の統計よりも利用されているという御主張ですか。

総務省統計局 それは、どちらが多く利用されているかはわかりませんが、かなりの数、それを見ていらっしゃる方は利用者の中にいらっしゃると思います。

大守部会長 それは推測ですか。

総務省統計局 はい、そうです。

大守部会長 わかりました。どうもありがとうございました。

それでは少し、御自由に議論していただければと思います。

必ずしも皆さんの御意見は一致しないと思いますけれど、たたき台を基に収束させていく段階に次回から入っていきたいと思います。

今皆様方から出された点を踏まえて、少し自由に討論をしたいと思います。どなたからでもどうぞ。

皆さん、遠慮されているかもしれません。

全体を通した印象にまだとどまっているかもしれませんが、昨日皆様のメモをじっくり読ませていただいて、私の暫定的な整理という感じのことを申し上げたいと思います。勿論また次回以降も御議論いただくわけですが。

まず複数の仕事の話ですけれども、私はそんなに少ない事例ではなくて、かなり増えてきているのではないかと思います。パートを二つやっているということもあるでしょうし、私自身も実はそうなのですが、これから労働市場が流動化していくに伴って、複数の仕事、あるいは一つの事業所で二つ以上の仕事をやっている人をどういうふうに格付けるかというのは、やはりちゃんと基準を作ってつくっておかなくてはいけないのではないかと思います。

そのときに明示的にスキルを持ち出すというのは、なかなか困難だろうなというのは皆さん方、何人かの委員から御指摘があったとおりでと思います。ただ、明示的なスキルが無理だとすると、その一種の代理指標のようなものは、所得あるいは報酬であって、報酬というのを一つの基準に、これはどのくらい明示的に書くかという問題はあるのですが、就業時間よりはスキルの代理概念としての報酬の方にウエイトを置くべきかなというのが全体からにじみ出てきた感じじゃないかなというふうに思っています。

それから、報酬を目的とするか、報酬を伴うかということは、多分、両方拾う必要があるのだろうなと思います。特に野村委員の御指摘を見て、そう思いました。報酬を目的とするということだけだと、かなり抵抗を持つ方も多いのではないかと思います。ただ、伴うものは仕事と考えるということを書き込んでおかないといけないので、そこは二つ、つまり報酬を伴うか、報酬を目的とするかといったような書き方が、収まりどころとしてはいいのではないかなというふうに思います。

それから、管理職については、「専ら」を外す方向でいいのかなと思いますが、ちょっと申し遅れましたけれども、この間の統計委員会で報告をしたときに、研究者についても今「専ら」の規定が入っているのだということ、御説明の中に入れたことに対応して、竹内委員長から、科学技術研究調査との整合性についてどう考えるかという指摘をいただきました。調べてみますと、学術研究調査の方は研究者というのは、高等教育機関の職員は、勿論、教員も全部含めてですが、みんな研究者であるということで、今の定義とはかなり違うわけです。

ただ、さっきの議論とも絡みますけれども、そちらの方は充実した業務統計があるわけです。それから勿論、科学技術研究調査も研究者のための調査ですから、それと同じものを国勢調査で追わなくてはいけないかという、必ずしもそうではないのではないかなという気もしています。これも

皆さん、御議論をいただきたいと思います。

ここは、研究者だけは例外で残しておいてもいいのかなという印象を持っております。

それから、スキルについては、大体申し上げたかと思えますけれど、一番悩ましいのはさっきもちょっと申し上げましたけれど、何を仕事ととるかということで、特に皆様方からいただいた基準を見ても、これは線の引き方はいろいろあると思えます。デイトレーダーを職業と考えるかということとか、それから犯罪者の例もありました。

一つの発想は労働の対価がどうかを基準にして、資産性の所得は職業ではないというという観点だというふうに私は感じます。

もう一つは、現在の一般原則に載っておりますけれども「社会的に新たな経済価値を生み出したことに対する対価」という表現があって、デイトレーディングを外しているというのは、多分その基準がきいているのではないか。では、統計作成者はどういう活動が社会的な意味があって、どういうものは意味がないということが判断できるかどうかということ、そこもちょっと躊躇があって、特に今日はこの点について、もうちょっと皆さんに御議論をいただいた上で、次回事務局にたたき台をつくってもらったらいいのではないかと考えています。

それから、あと暫定案を昨日じっくり見直してみたら、形式的にもかなり整理できていないところがあって、「この職業分類による職業とは」は、表現の工夫の余地がいろいろあると思えますが、「個人が行なう報酬を伴う仕事の、類似したものの集まりをいう」と、そこまでは、仮にいいとして、その次に来るのは仕事の定義は何かということと、報酬の定義は何かということが、並列的に書かれていなくてはいけないのですが、これは読んでみると必ずしもそうはなっていない。まず、「仕事」とあるんですが、その次に「報酬とは」とあって、その次のパラグラフに「報酬を伴う仕事とは」と出てくるわけです。この辺も形式的に整理する必要があるのではないか。これは単に形式だけの話ですけど、そんなふうに考えています。

したがって、時間の関係もあるので、特に今日私として皆さんに御議論をいただきたいのは、仕事の定義というのをどう考えるか。特に社会的に新たな経済価値を生み出したというようなあたりを残すのか、残さないのか。多分デイトレーダーの扱いとか、犯罪の扱いとか、そういうものとも関係してくると思えます。それから労働の対価ということを重視するかどうかということで、資産性の所得をどう扱うかということも関係してくる。その辺についてお考えをお伺いできればと思います。

以上です。

舟岡委員 1点だけ、国勢調査について補足をしますと、国勢調査の結果について業務統計にはない情報というのは、国勢調査は世帯を単位とした情報が結果表章されていますので、世帯の属性の一つとして、世帯主がどんな職業に就いているかといった情報はよく使いますので、そういう世帯等に関するたぐいの情報は、業務統計からは知り得ないものだと思います。

私も部会長のご指摘の、仕事とは何ぞやについて、一番最初に議論して詰めておかなければいけないと思います。仕事の定義如何でその範囲がどうとでもなるわけです。

私はそこに書きましたが、責務というのが、一つの要件を構成するのではないかとと思うのですが。

大守部会長 その御趣旨は、昨日もつらつら考えてみたのですが、わかるのですが、ただ、舟岡委員御自身が書かれているように、責務というのは、報酬に反映されているというニュアンスの表現があったと思うのです。そうすると、とりあえずは報酬的なアプローチでいいのかなというふうに思います。

ただ、報酬でも現在の報酬ではなくて、将来の報酬への期待とかそういうことがありますので、報酬を目的とするというのと報酬を伴うというのを並列的に表現するので、両方をカバーできるのかなというふうに思っているのですが。

舟岡委員 その場合、仕事をどういう範囲にするかと関連して、報酬を目的とするは、利益を目的とすると比較的近い概念だと思いますが、そうしますと、定期預金をする、債券を買う、株式に投資するのいずれも、報酬を目的とするわけです。

大守部会長 そこでそれが資産性の所得か労働に伴う所得かという、その基準が。

舟岡委員 仕事をどうするかが定まっていないと議論が詰まりませんね。

岡本専門委員 職業は労働の対価というのを残しておいた方がいいと思います。資産性の所得で暮らしている人は、無業者として何か別の分類を考える。年金生活者とかそういういくつかのカテゴリーを考える必要があるかと思いますが、有業者の方は労働の対価としての仕事という方を扱って、区分するというにしておいていいのではないのでしょうか。

それからついでにというか、私は社会学が専門なので少し経済学が専門の人たちと違いますが、二つの職業でお金云々というときによく出てくる例は売れない画家とかそういうものはどうするか。社会的に考えれば、その人は画家なんだけれども、売れていないので経済学的事から言えば仕事をしていないというふうになる。そういう問題があります。

個人の職業活動に伴うさまざまな問題点ということを取るのであれば、それも議論した方がいいのですが、国勢調査とかそういうところでは、それは無視していいだろうと思いますが、その人がアルバイトとして生活のためにやむを得ず何か少しほかの仕事をしているといったら、そちらで分類されてもまあまあ仕方ないかというふうに考えています。

大守部会長 すみません。ちょっとさっきの結論のところはどちらかよくわからなかったのですが、もうちょっと方向性を持たせてお話いただけますか。

岡本専門委員 報酬は必要条件とするということでもいいのではないかと思います。

事務局（曾田統計審査官） 二つの違う場所で仕事をしているときに兼務の状況みたいなもの、例えば役人でいうと総務省の中でも統計局と官房みたいなものを併任していて、給料は1か所から出ているけれども、2日とか3日とかで行っているとか。そういう場合でも同じ企業の中でも、幾つかの事業所とか支店とかを併任している場合もあると思うので、必ずしも給与だけで決めてしまうとそれができないことが起こり得るかなと。

大守部会長 それはおっしゃるとおりで時間というのはそのときに出てくるのだろうと思います。

それからついでに申し上げれば、私が要らないのではないかと幾つか書いた付加的な判断基準もやはり現場の方々からは、残してほしいというような要望があるようです。確かに、これでは決め

られないというふうに回答者の方に言われると、そこでやはり説得するものがほしいということが、多分あるんだろうなと思うので、そこは削除にこだわる必要もないかなと思っております。

他に、いかがでしょうか。

なければ先に進ませていただいて、多分次回間に合うようにできると思いますけれど、暫定案の改定版みたいなものを事務局と相談して作って、また議論をしていただきたいと思っております。

それでは、先に進ませていただいて、大分類H、C、D、Eについて、これまでの指摘事項についての事務局の対応状況について、御説明をいただきたいと思っております。

事務局（曾田統計審査官） 席上配布資料 、 、 をご覧いただきたいと思っております。

まず 生産工程作業、今回新しく産業別のものから過程を輪切のような形で今回見たところでございますが、それに関して一つは部会長からありました工場の環境管理といいますが、そういったところに携わる場合はどうするんだという御指摘がありました。その回答1のところに書いてあるような感じで、環境管理のための企画なんかを行う場合、脱煙や熱供給のシステムを開発するもの、システムを設置するものの、そういったシステムを運転するもの、オペレーションするものという形で分けて、こういうふうな形になるというふうに説明をさせていただいております。ただし四つ目の設置された脱煙やそういったシステムを運転するものがどこになるかといったときに、大分類「I - 輸送・定置・建設機械運転従事者」の中で定置されている機械の運転手ということになるんですが、それが中分類64ということになり、その中で説明が読みにくいという面もありますので、こういったものの機械も例示の中に追加したいというふうに考えています。

次のページで指摘事項の2のところ、今回つくりました生産設備制御・監視作業というところで、特に金属の関係のところはわかりにくいのではないかとということがございました。

席上配布資料 を見ていただきたいのですが、右側が諮問案ということで最初に御提案させていただいた案です。左側の方は今回変えてみたところです。

一つは、名前が右側は「生産設備制御・監視」括弧となっていたものを、できるだけわかりやすいようにして、左側に項目名の頭に持ってきたということ。

それから、金属の部分で金属の製品と若干加工というものが、混在した形にはなっていたのですが、そこは製品という形で整理して、その中で紛れやすい部分については、説明書きの方で例示的にどちらを除くとか、そういったものを書かせていただく形にしたということ。

次のページのところで、「機械整備・修理・保全」というところで、外から持ち込まれたものを修理するのか、やっているプロセスの修理もとるのかということがありましたので、一応名称の方を「機械整備・修理・保全作業員」というふうな形にさせていただいたということでございます。

それから、名称のところですが、最初は「作業員」ということにしていたのですが、一応「従事者」という形にして「制御監視員」とかそういう形で小分類のところの名称にしてはどうだろうかという形で、今回整理させていただいたというところでございます。

5ページをご覧いただきまして、指摘事項5のところ、金属のところだけかなり細かいのではないかと御指摘がありました。17年の国勢調査の結果を見て、金属関係が約30%あったということ。それから金属の場合には、いろいろなプロセスごとに技能というか、そういったものが明

確に分かれていて、そういった経緯もあるということで、今回もこのように小分類レベルで使わせていただいているということでございます。

大体以上が、Hに関してのところ です。

それから、席上配布資料 を見ていただきまして、事務従事者というところで、前回、前々回御議論をいただいたところだと思いますが、問題のところは、旧の案と諮問案のところを見ていただくとわかるんですが、小分類「一般事務員」というものも今回諮問案でつくった。これはどうしてかということ、小さな事業所などで経理もやるし庶務もやる。そういうある意味で万能な一般の事務の人というものも、何かつくった方がいいのではないかということがありました。ただ、前回だとそういうものを、中分類「総務事務従事者」の中の小分類「一般事務員」の中で、その全部の中分類にまたがるようなものを入れるというのは、どうだというような御指摘があって、過去の経緯とかもいろいろ考えてやってみました。

ただ、この「一般事務従事者」という大分類の中に、「一般事務従事者」で中分類があったのですが、そもそもこの「一般事務従事者」というのが、大分類Cの中のバスケット的な項目で最初あって、それが程度大きくなってきたということで、中分類の筆頭のところに持ってきているということがあります。

それから名称の関係ですが、今回一般というのはなかなかわかりにくいということで、総務ということで提案させていただいていたのですが、総務というと、一般でも若干狭い範囲になるという印象があるかなということで、中分類名称を「一般事務従事者」という形にして、何でも屋さんの人を例えば「総合事務員」というような名称にして、小分類の中では一番上のところに持ってくるということで提案させていただいて、この「総合事務員」というのは、一応何でも屋という位置付けということで、分類の構成は変わらないんですが、名称の組み合わせをちょっと変えさせていただいたということを提案させていただいております。

次のページで、大分類Dで販売をやっているときに販売と飲食はどういうことになるか。マクドナルドでカウンターで売っている人と、例えば吉野家のカウンターの方は違うのか、同じなのかというようなことがあったんですが、マクドナルドの場合には、売り子さんは販売するのが主になる。時々売り切れの商品、ビッグマックがちょっとないので待ってくださいと言って、でき上がって席まで届けるということはあるかもしれないけれども、基本的にはそこでものを販売して、あとは客が自分で運んで自分で片付けをするというようなパターン。

吉野家のカウンターの方では、テイクアウトで牛丼を持って帰るといった人も当然いるわけですが、主にはカウンターに座っている客に対して、牛丼を配膳して、届けて、終われば片付けるというような形になるので、こちらの方はやはりサービス業の方になるのではないかと、考えているところでございます。

指摘事項で飲食店主というのを、今回販売従事者からサービス職の方に移してきたのですが、どうしてかということをお指摘いただいていたのですが、平成14年のときに日本標準産業分類の方で、飲食店というのを従来は「卸売・小売業、飲食店」ということで一つの大分類でまとまっていたのですが、そこから飲食店の方を新たに分類して、飲食・宿泊業ということで創設したというよ

うな流れもあって、今回飲食店主ということでございますが、こちらの方もサービスに入れた方が素直なのではないかという形で、改定させていただいたということでございます。

最後にサービス職業従事者の関係で、定義のところ「個人の家庭における」というのが最初にあったんですが、それは不要ではないかということで、中身のサービスの内容を見ましたときに、家事サービスであるのか、介護、身の回りであるとか、そういったものでわかりやすいということと、例えばそのほかに洗濯とかそういうものであるとすると、必ずしも個人を対象にしているものではないものもあるので、これを除外してもそれほど影響はないだろうということで、「個人の家庭における」というところと「個人に対する」というのを今回外して提案させていただいたということでございます。

以上でございます。

大守部会長 ありがとうございます。いろんなものが一緒に含まれておりますが、特に順序を定めずに、どなたからでもお気づきの点について、御指摘いただければと思います。

西澤専門委員 1点お伺いしたいと思います。サービスのところで、大分類Eの定義の一番最初にあった、「個人の家庭における」という文言が削除されています。これはなくてもいいということです。ここの一番初めの中分類の名称が、「家庭生活支援サービス職業従事者」となっておりまして、これは家事サービスをするにしたがって、どこで家事サービスをするかを限定する文言なので、例えば「個人の家庭における」がなかったら、家事サービスだけになると、例えば食事の配達をやるような会社の事業、そういうところも家事サービスの一環になってしまいますので、そうではなく、これは家庭でその仕事をやるからこそこの分類項目があるわけです。これを抜かしたら、全く意味がなくなってしまうと思うんです。中分類35だったか34だったか、忘れてしまいましたが、中分類項目名称を生かすためには、大分類の定義に「個人の家庭における」という文言は、必須だと思います。

事務局（曾田統計審査官） 時間も過ぎているので、もう1回引き取らせていただきます。

大守部会長 そうですね。ちょっと引き取らせていただいた方がいいかもしれませんね。

他にいかがですか。

私自身が、この飲食販売の線引きに結構こだわっております。これはなぜかと言うと、大分類をまたぐからであります。やっとな概念的には線引きができる基準のところまで来たかなとは思いますが、ただこれが実際に機能する基準かどうかというあたり、ちょっとまだ心配を持っています。例えば今日配られている例示みたいなので、どういうふうに区別しておくかと仮に回答者が全部例示を読んでくれたとして、線引きできるかどうかというあたり、まだちょっと心配でその辺も今日は無理かもしれませんが、事務局をお願いをしたいと思います。

それから、たまたま今日配られていた例示を見ますと、飲食店のところに宅配ピザ屋の配達員というのがあるんですけど、これは今のお考えの基準だと、宅配便はたしか労務作業です。そして配達というと販売のような気もしますし、しかしここでは飲食店の下に書いてあるということで、どういう基準になるのかなという気がします。時間の関係もありますので、その辺も含めて整理していただきたいと思います。

ほかに御指摘とか御質問ありますか。

なければ、私がまとめをしなくてはいけないんですが、大体事務局に対する検討事項が多いと思いますし、一般原則については、また次回案を出させていただく。方向性については多少申し上げましたけれども。ということですので、特に、更に時間を延長して個別のまとめはしなくてもよいかと思いますが、皆様方から何かあれば承ります。

それでは、次回の予定をお願いします。

事務局 はい。次回の予定でございますが、次回は6月26日金曜日14時からこの場所で行います。よろしくをお願いします。

大守部会長 では長時間、どうもありがとうございました。